

令和6年度 第1回三重県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月30日(火) 13時30分～16時10分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 西川 昇吾 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦
使用者代表 中村 和仁 松井 寿人
- 4 議題
(1) 部会長・部会長代理の選出
(2) 専門部会運営規程(案)について
(3) 三重県最低賃金の改正について

5 開 会 (指導官)

只今から令和6年度第1回三重県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認でございます。栗須委員が欠席とお伺いしております。8人の委員の出席を確認しましたので、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

開会にあたりまして労働基準部長から挨拶を申し上げます。

(基準部長)

労働基準部長の宮下でございます。

本日は、ご多忙にも関わらず令和6年度第1回三重県最低賃金専門部会にご出席いただきありがとうございます。

本日は、第1回専門部会でございますので、先ずは、部会長、部会長代理を選出いただいた後、三重県最低賃金の改正決定についてご審議いただくことを予定しております。

ご案内のとおり、7月25日に開催された中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金改定の引上げ額の目安が答申され、「Bランクの三重県は50円」と提示がございました。

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たりまして、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものでございます。

例年、各委員の皆様にはそれぞれのお立場において、厳しい状況が続いているということも認識しておりますが、皆様のご尽力によりまして適切な最低賃金額を結審

できますよう、事務局としても適切な運営に努めてまいりますので、ご審議よろしく
お願いいたします。

6 議 事

(1) 部会長・部会長代理の選出

(室 長)

続きまして、議事(1)の部会長・部会長代理の選任についてでございますが、部会長及び部会長代理の選出は、本審と同様、最低賃金法第25条第4項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」こととなっております。

先般の公益委員会議で協議していただき、その結果、部会長に三好委員、部会長代理には西川委員ということでお決めいただきましたので、ご報告いたします。

拍手をもってご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

— 拍手にて承認 —

(室 長)

それでは、これよりの部会の運営は三好部会長のほうでよろしくお願いいたします。

(部会長)

三好でございます。

引き続きまた暑い季節の皆様とご一緒に協議をさせていただき時期がまいりました。公益といたしましてしっかりとご議論できるような場を作っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先程の労働基準部長のご挨拶にもありましたように、中央の最低賃金審議会において令和6年度地域別最低賃金の目安については、Bランク 50円という答申がなされました。

今年度は、三重県最低賃金の改正を審議するにあたりまして、県内の経済情勢などを参考に、労働者側、使用者側、それぞれのお立場のご意見をお伺いした上で、中央最低賃金審議会の示す目安内容を参酌させていただき議論を重ねてまいりたいと思っております。ご意見はどんどんお出しいただきまして、その中で良い着地点を見つけていただければと思っておりますので、我々も努力させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、部会の円滑な運営に関してもご協力いただきますよう併せてお願い申し上げますのでよろしくお願いいたします。

部会長代理の西川委員からもご挨拶いただきます。

(部会長代理)

西川でございます。

当部会が円滑に運営されるように三好部会長を支えてまいりたいと思っております。皆様方のご協力とご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 専門部会運営規程(案)について

(部会長)

では次の議事に入らせていただきます。

まずは、専門部会の運営規程を定めなくてはなりません。

運営規程(案)が資料の中にありますので、事務局から説明をお願いします。

(室長)

審議会の運営につきましては、審議会の運営上、細部に及ぶ定めを必要とする場合には会長が定めることとなっております。

専門部会もこれにならって運営規程を設けるという形で、従来から進めていただいております。

資料の2に専門部会運営規程の(案)を付けさせていただきます。

内容としましては、昨年度と同じ内容となっております。

また、専門部会の廃止については、第10条で審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって廃止すると規定しております。

この規程についてのご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(部会長)

この運営規程(案)について何かご質問お気づきの点等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この(案)を運営規程ということに決定させていただきます。よろしいでしょうか。

— 「異議なし」、の声あり —

(部会長)

はい、ありがとうございました。

この規程は本日からということで、決定させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、(案)を二重線で消していただき、施行期日に本日の日付をご記入いただきたいと存じます。

それでは、本日付けで施行とさせていただきます。

(3) 三重県最低賃金の改正について

(部会長)

これから、三重県最低賃金の改正について、ご審議いただきますために、令和6年度地域別最低賃金改定の目安について、中賃から地賃宛にビデオメッセージが昨年同様今年もまいりましたので、まずはご視聴をお願いしたいと思います。

— ビデオメッセージ視聴 —

皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということ、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということと考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といいますのは、昨年につき2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思えます。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思えます。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会でも目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思えます。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載してお

りますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思います。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思います。

今年の見安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思います。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりまして平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度で推移しております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意しております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させてい

くことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク 50円・4.6%、Bランク 50円・5.2%、Cランク 50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと思っております。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会でも提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思っております。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に Rowe られますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことが

できるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見があれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

(部会長)

ありがとうございます。

中賃の審議会会長からのビデオメッセージでございました。

資料説明を事務局からお願いしたいと思っております。

(室長)

はい、それではご説明申し上げます。

地域別最低賃金額改定のご審議をいただくにあたり、新しく作成しました資料をご説明させていただきます。

まず、「最低賃金に関する基礎調査結果」について、ご説明させていただきます。

資料3には、「令和6年最低賃金に関する基礎調査の概要」ということで付けてございます。この基礎調査でございますが、事業場規模が、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業は常用労働者100人未満、その他の産業については30人未満を雇用する民営事業所の今年6月現在について調査を行ったものでございます。また、特定

(産業別)最低賃金が決定されている事業所におきましては、100人以上雇用している事業所も対象となっております。

三重県内、1,863事業所を対象として調査票を送付し、中間集計でございますが、廃止等を除き、提出があった868事業所の合計12,799人の労働者の方々の調査結果でございます。

4ページからは、総括表(1)「規模別、地域別、年齢別表」9ページからは、総括表(2)「年齢別、男女別」となっております。それぞれ、現在の県最賃より1円低い972円の行に黄色のラインを入れてございます。最低賃金未満率は、1.1%となっております。

資料4は、三重県における公共職業安定所において取りまとめられた令和6年5月における「求人募集賃金・求職者希望賃金情報」でございます。

1番最初の表は、三重県下の平均値となっております。常用的パートの求人募集賃金の下限平均は1,104円となっております。2ページ以降は、各安定所別、地域別の数字となっております。最下限平均は、尾鷲公共職業安定所熊野出張所、10ページになりますが、保安職で975円でございます。地域別では、中勢地域が常用的パートの下限平均が1,108円、東紀州地域では1,075円で、33円の地域間格差が認められます。

説明としては以上になります。

(部会長)

はい、ありがとうございました。

事務局から説明のあった資料については、審議の参考にさせていただければと思います。

今後の日程調整をしたいと思います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

(室長)

三重の慣例として、10月1日発効に向け、

第2回の専門部会を7月31日(水)午後1時30分

第3回の専門部会は8月1日(木)午後1時30分

第4回の専門部会は8月2日(金)午後1時30分

に開催し、8月5日午前10時30分には本審を開催し、答申する必要があります。よろしいでしょうか。

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、その日程で審議しますので、よろしく願いいたします。

次に「金額検討」に入っていきたいと思います。

金額検討に入りますが、どういう進め方にいたしましょうか。事務局からご提案をいただけるということですので、説明をお願いしたいと思います。

(室長)

では、専門部会の進行に関しご提案させていただきます。

昨年度令和5年6月9日に開催されました令和5年度第1回本審におきまして、三重地方最低賃金審議会運営規程第6条、三重地方最低賃金審議会三重県最低賃金専門部会運営規程第7条及び各特定最低賃金専門部会運営規程第7条の会議の公開に係る運用についてご審議いただき、公労使が集まって審議する部分は公開し傍聴人に入ってください、公労の委員、公使の委員が意見交換される部分は非公開とし傍聴人は退出いただくと決定いただいたところでございます。

本日、お諮りしたいのは、公労の委員、公使の委員で金額の意見交換いただいた後、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を報告いただくことについてでございます。

ご提案させていただく理由としましては、お手元の資料5をご覧ください。令和5年4月6日付け中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告記1

(3) 議事の公開の項目におきまして、「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。」とされていることを踏まえ、議論のプロセスをできるだけ分かりやすくお示しいただくためでございます。

なお、当専門部会は議事録を作成し、公開しておりますことを併せてご報告いたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

(部会長)

これまで、労使に分かれてご検討いただき、それぞれ立場を固めていただいております。今後は、労使に分かれたご検討後、公労使が集まって審議を再開した際において、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果をご報告いただくという提案について、皆さんご意見いかがでしょうか。

まず、労働者代表委員よりご意見をいただければと思います。

(廣瀬委員)

問題ありません。

(部会長)

ありがとうございます。続いて、使用者代表委員よりご意見よろしいでしょうか。

(中村委員)

それで結構です。

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果のご報告いただくこととしますので、ご準備よろしくお願ひします。

それでは、公労の委員、公使の委員で意見交換する部分は、非公開とし傍聴人の皆様には退出いただくこととします。

労使に分かれてご検討いただくにあたり、「休会」とし、再び、公労使が集まって

審議する際には、「再開」として、審議に入ることとさせていただきます。

(部会長)

それでは、本日はここで、「休会」といたします。

— 傍聴人、退出 —

— 労使個別協議会場へ —

— 全体会場へ集合 —

— 傍聴人、入場 —

(部会長)

お集まりいただきましたので、審議を再開いたします。

まず、労働者代表委員から、意見交換結果報告をお願いします。

(廣瀬委員)

労働者側委員の廣瀬と申します。よろしくお願いたします。

本日、専門部会におきまして労働者側として主張をさせていただきましたのは、まず、中賃の方からのビデオメッセージにもありましたけれども、今回の中央での目安を決めるにあたりまして、生計費を主にされたということでもわかりますように、非常に物価高が、影響が高くですね、実質賃金が25ヶ月マイナスということから、最賃近傍で暮らしていらっしゃる方々の生活は非常に厳しいものであることから、やはり春闘の賃上げの結果を三重県内の全て働く労働者の方々に波及させていかななくてはならないという使命が我々労働者側の委員にはあると認識をしております。

また、価格転嫁なのですが、中小の方々だったり、価格転嫁がなかなか進みづらい現状があるのは承知しているのですが、価格転嫁を進めるにあたっては最賃を引き上げること、それがまず価格転嫁のスタートになることだと考えておりますので、価格転嫁を進めるためにも、まずは最賃の引き上げをすることが重要であるというふうに考えております。

また、昨年の最賃では、隣県の愛知との差が最賃1円開いた結果となってしまいました。今年度も50円と同じ目安でありますので、その差が縮まらない、差が以前とあるままとっております。そういった観点からも人材確保、人材流出の観点からですね、やはり、格差を縮めていかなければならない。最賃の格差を縮めていくような審議を進めていかななくてはならないと労働者側としては主張をさせていただきました。

また、本年のスケジュールにおいても、お互い真摯な議論を尽くすことによって、スピード感を持ってですね、審議を進めていきたいと主張のほうをさせていただきますし

た。

以上となります

(部会長)

ありがとうございます。続いて、使用者代表委員よりご報告をお願いします。

(中村委員)

使用者代表として私の方から発言をさせていただきます。

先日もお話をさせていただいたところではございますが、今回の目安額という部分においてですね、その金額の大きさに非常に驚きを感じておるところでございます。

今年はランク関係無しに一律 50 円というところも驚いているところでございます。とは言いながら、先日も申し上げましたように、成長と分配の好循環の実現に向けては、労使共に異論はないと思えますけれども、賃上げは極めて重要であるというのは十分認識しております。

ただ、先日も申し上げました通り、この地域の中小企業、小規模零細企業の実情を十分踏まえるということも、我々使用者側として大きなミッションであろうかと思えます。以前、労側さんからお示しいただいて教えていただいたのですけれども、一般的に大体、中小企業の割合 99.8%、そこに従事する従業員は一般論で全国的に大体 7割と言われておりますけれども、三重県は実は9割くらいみえるという部分がありますので、そういうふうにおいては、この中小企業に従事をしていただいている従業員の部分が非常に大きい。その部分を十分に踏まえる必要がある。

当然、今日は第1回目の専門部会をいう部分でありますので、まずは、県内の先程申し上げました中小企業零細企業の置かれている現状を、公益の先生にまずご理解をいただきたい。

先程、労側の先生もおっしゃっていただいておりますが、なかなか思うように労務費を踏まえた価格転嫁というのが本当に充分できていないという認識を持っています。

たまたまなんですけれども、私、午前中、北勢の方の事業所、物流の会社だったのですが、五・六十人くらいの事業所であったのですが、そこの経営者と話をさせていただいている中においてもですね、物流というのはご承知の通り今年から例の 2024 年問題もありますから、その煽りを受けて人手不足もあります。で、ご承知のように燃料高ってというような状況の中で、そこの企業さんは若干それなりの規模のところとの取引もありますが、地元の地場の中小企業のお客様が大半を占めている中で、そこのお客様に対してなかなか価格転嫁というのは現状としてやっぱり言えない。というような、これはこの事業所さんに限っての話ではないのかなというふうに、他も多分そういう認識、たまたま、今日ちょっとそういう物件がありましたので、そういう部分も踏まえて県内の実情を十分考慮させていただいて、誠に申し訳ない、先程廣瀬委員からもおっしゃっていただいたスピード感を持ってというお話をいただいて、私も正直驚いていますが、1回目でご提示をいただいたのは非常に驚いています。逆に有難いというか、ただ、申し訳ない、本来であれば、こちら側としてもお返しをさせて

いただく形をとらせていただければよかったです、その辺は誠に申し訳ない。ちょうど隣、今日欠席になっておりますけれども、もう一人使用者側の栗須委員がおりますけれども、この方が唯一中小企業の経営者になっておりますので、今回、この大幅な目安も踏まえてですね、その辺の実情も踏まえて、我々二人だけで1回目の提示をさせていただくのは、非常に危険かなという部分もありまして。明日は出席予定になっておりますので、明日お越しいただいたところで、もう一度三者で十分協議をさせていただいて、そこで新たに提示をさせていただきたいなというふうに思っております。

毎年申し上げますが、例年以上にですね、本当に真剣に我々としても色々なデータ資料等も含めて十分慎重に検討を重ねて着地に至りたいなというふうに思っております。また、明日以降引き続きよろしくお願ひしたいと思ひますのでお願ひいたします。

(部会長)

ありがとうございます。

本日は第1回の専門部会ということで、両委員の皆様からお考えをお聞かせいただきました。是非次回、明日に繋げていける議論をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

第2回の専門部会は、明日7月31日(水)午後1時30分から、本日と同じ会場でよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、これで終了させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上